

測定方法・パラメータ記載をめぐる判例研究に基づく 明細書作成の注意事項

エグゼクティブサマリー

本報告は、ユーザー指定の「事例研究（判例）」が未指定である点を前提に、アップロードされた事例研究（測定方法と明確性要件）を核として、同事例で参照される主要裁判例（明確性・サポート・実施可能・侵害充足論など）を一次資料（判決文）で収集・要約し、**出願時の明細書作成で“測定方法（試験条件）をどこまで、どのように書くべきか”**を実務的に整理した。☒ilecite☒urn0file0☒

結論として、日本の裁判例は一律に「測定方法をクレームに書かなければ不明確」とはしていない。明確性要件（特許法36条6項2号）は、請求項だけでなく明細書・図面・出願時技術常識も踏まえ、**第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確か**で判断する枠組みが示されている。¹

ただし、測定方法が複数あり、測定値が有意に変わり得るのに、明細書等で一義的に確定できない場合は、**明確性違反（無効）**に直結し得る（内部ヘイズの測定方法が一義的に確定できないとされた例など）。²

さらに、明細書に測定方法の特定が不十分だと、**権利行使（侵害訴訟）で致命的に不利**になり得る。測定方法が複数あり得るとき、裁判所が「いずれの方法でも数値範囲に入る場合でなければ充足（侵害）を認めない」として、実質的に権利範囲を狭める運用（マルチツール含蜜結晶事件・ティシューペーパー事件）が確認できる。³

海外比較では、**欧州（EPO）はパラメータに厳格**で、原則として「測定方法（または参照）がクレーム中に完結して現れるべき」と明記され、例外は限定的である。⁴

米国も「合理的な確実性（reasonable certainty）」基準で不明確（indefinite）を判断し、測定（算出）手法の複数性が解消されないと不明確になり得る（例：分子量の測り方が複数で特定されず不明確とされた判断）。⁵

したがって実務の最適解は、**対象国（JP/EP/US等）と、パラメータが“本質的に測定条件依存か”**を起点に、**出願時点で最小限ではなく「後から足せない範囲」**を先回りして書くことにある（後補正は新規事項リスクが高い）。⁶

出願戦略チェックリスト

観点	出願時チェック（Yes/No）	推奨対応（出願時にやること）	典型リスク（起きると何が困るか）
パラメータ採用の必然性	構造で書けない／書くと過度に限定されるか	構造特徴＋パラメータの 二正面 （独立/従属）を用意	パラメータだけだと無効・狭い解釈・立証困難
測定方法の一義性	測定方法が技術常識上「1つ」と言えるか	「1つと言い切れない」なら、 測定手順を明細書で確定	明確性違反、または侵害で“全部の方法で充足”を要求される

観点	出願時チェック (Yes/No)	推奨対応 (出願時にやること)	典型リスク (起きると何が困るか)
測定条件の感度	条件 (装置/温湿度/前処理/計算) で値が有意に動くか	感度が高い条件を優先して、 装置・条件・計算式 を固定	争いが「測定合戦」になり紛争長期化・敗訴
試料前処理	サンプル採取・前処理で値が変わるか	採取位置/枚数/乾燥/研磨などを 実施例レベルで明記	実施可能性・再現性・侵害立証に影響
計算定義	平均・中央値・標準偏差など計算の選択肢があるか	用語定義 (例：標準偏差の定義、外れ値処理) を明確化	不明確・再現不能・比較不能
許容誤差	測定誤差 (測定器ばらつき、繰返し) が問題になり得るか	繰返し回数、丸め、誤差帯 (必要なら) を記載	境界領域で争点化、無効・非充足に利用される
技術的意義 (効果)	パラメータ値が効果と結び付くか	効果の根拠データ (レンジ全体の傾向) を用意	進歩性・サポートの弱体化
国内外出願	EP/USも視野か	EP向けにクレーム内参照 (測定法参照) も検討	EPで明確性拒絶、USで不明確・無効
優先権・補正	後から書き足したくなる要素があるか	“後から足せない要素”を優先出願に入れる	新規事項で致命傷、クレーム調整不能

(チェック項目全体の根拠となる考え方：日本の明確性の基本枠組み⁷、測定方法不備で侵害が否定され得ること³、欧州の厳格運用⁴)

対象判例セットと論点

ユーザー指定の判例名が未指定であるため、本報告では、アップロード資料に含まれる「測定方法と明確性要件」の事例研究で挙げられた裁判例群を「指定事例研究」とみなし、その一次資料 (判決文) に当たった。[leciteurn0file0](#)

中心論点は次の二層である。第一に、**特許有効性 (明確性・実施可能・サポート)**として、測定方法 (条件) の不備がどこから違反になるか。第二に、**権利行使 (侵害訴訟の充足論)**として、測定方法が曖昧な数値限定がどのように解釈・立証され、充足 (侵害) 判断がどう厳格化し得るかである。⁸

主な対象は以下 (いずれも判決文原文) で、アップロード資料の参照関係とも整合する。[leciteurn0file0](#)

- ・特許取消決定取消 (異議) : 防眩フィルム (令和4(行ケ)10029、10109)
- ・審決取消 (無効) : 防眩フィルム (平成23(行ケ)10418)
- ・審決取消 (無効) : 平均粒子径の意義 (平成28(行ケ)10187)
- ・審決取消 (無効) : 鉛筆硬度等 (令和6(行ケ)10026)
- ・侵害訴訟 : マルチツール含蜜結晶 (平成14(ワ)4251) / ティシュペーパー (平成27(ネ)10016)
- ・判断枠組み (明確性の基本) : 伸縮性トップシートを有する吸収性物品 (平成21(行ケ)10434)

主要判例の事実関係・争点・判断

防眩フィルム（異議取消）令和四年行ケ一〇〇二九

裁判所は知的財産高等裁判所⁹で、2023年3月27日、令和4(行ケ)10029（特許取消決定取消請求事件）につき、原告株式会社ダイセル¹⁰の請求を認容し、特許庁¹¹長官を被告とする異議決定（異議2021-700030、2022年3月14日決定）を取り消した。¹²

本件は、防眩フィルムに関する特許で、請求項が「ヘイズ」「透過像鮮明度」「輝度分布の標準偏差」等のパラメータにより防眩層の特性を特定していたことが前提にある。¹²

争点の中核は、輝度分布の標準偏差（本件標準偏差）測定に関し、撮像装置の撮像条件（例えばレンズのFナンバー、撮像距離等）が請求項に明示されていないことから、第三者が権利範囲を把握できないほど不明確か（明確性要件）であった。¹³

裁判所は、明確性要件は「第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確か」という観点で、請求項だけでなく明細書・図面・出願時技術常識を基礎に判断すべきという枠組みを前提に、当該請求項がその程度に不明確とはいえないとして、異議決定の判断を誤りとした。¹⁴

防眩フィルム（異議取消）令和四年行ケ一〇一〇九

同じく知的財産高等裁判所は、2023年11月30日、令和4(行ケ)10109（特許取消決定取消請求事件）で、ダイセルの請求を認容し、異議2021-700209における「請求項1、4、5を取り消す」部分を取消した（異議決定日：2022年9月6日）。¹⁵

ここでは、本件標準偏差の定義自体に「画素密度441ppiの有機ELディスプレイ」「8ビット階調」「平均輝度170階調」等の条件が含まれ、さらに明細書に、撮像距離について「輝線が評価に影響しない程度に相対距離を調整する」などの具体的指針が記載されている点が重視された。¹⁶

裁判所は、こうした明細書記載により当業者は合理的に測定条件を設定でき、「**第三者の利益が不当に害されるほどに不明確**」とはいえないとして明確性要件充足を肯定し、決定の誤りを認めた。¹⁷

本件は、測定方法の問題が明確性に止まらず、実施可能要件・サポート要件も争点化し得る典型であり、裁判所は「当業者が課題を解決できると認識できる範囲」等の観点から検討すべき旨を述べつつ（記載要件の射程の整理）、結論としては無効理由はなしていない。¹⁸

防眩フィルム（無効審判の審決取消棄却）平成二三年行ケ一〇四一八

2012年12月25日、知的財産高等裁判所は、平成23(行ケ)10418（審決取消請求事件）で、原告大日本印刷株式会社¹⁹の請求を棄却し、無効審判の審決（無効2010-800032）を維持した（被告は株式会社巴川製紙所²⁰）。²¹

本件発明は、防眩層の性能を「表面ヘイズ値」「内部ヘイズ値」等の数値で特徴付けるタイプであり、裁判所は、請求項の記載が明確であるためには少なくともこれら数値の測定方法（求め方）が一義的に確定されることが必須、と明言した。²²

そして、内部ヘイズ値について、屈折率の異なる拡散剤を含む層では、表面凹凸の除去・補償の手順等の問題で測定が一義的に定まらず、明細書記載や出願時技術常識でも明らかでないとして、結果として36条6項2号違反（不明確）を肯定した。²

この判例は、「装置名（HR-100）で測った」といった記載だけでは足りず、**その装置で複数の測定運用があり有意差が出るなら、測定方法の特定が不可欠**になり得ることを示す。²³

可逆熱変色性筆記具用水性インキ組成物（平均粒子径の意義）平成二八年行ケ一〇一八七

2017年8月30日、知的財産高等裁判所は、平成28(行ケ)10187で、原告（パイロット側）請求を棄却し（無効審判の審決を維持）、平均粒子径の意義が一義的に定まらない点を問題とした。原告はパイロットインキ株式会社²⁴及び株式会社パイロットコーポレーション²⁵、被告は三菱鉛筆株式会社²⁶。²⁷

裁判所は、クレーム・明細書に「平均粒子径」の意義の明示記載がなく、非球形粒子も含まれ得る以上、粒子径（代表径）定義や測定方法が複数あり、技術常識を踏まえても特定できない、と整理した。²⁸
この事件は、「平均粒子径」「代表径」等の計算・測定概念が絡むとき、用語定義（どの代表径か）と測定法のセットが欠ける場合に不明確となり得ることを示している。²⁹

積層型無機系保護コーティング塩化ビニル系タイル（鉛筆硬度）令和六年行ケ〇〇二六

2024年12月25日、知的財産高等裁判所は、令和6(行ケ)10026で、原告株式会社リンレイ³⁰の請求を棄却し、無効審判不成立の審決を維持した（被告は株式会社九州ハイテック³¹）。³²

本件では「鉛筆硬度（10H相当以上）」等の指標が争点となったが、裁判所は、明細書の実施例に測定方法が具体的に示されていること（JIS試験+11H以上は相関データで推定する等）を前提に、当業者は測定条件を理解でき、第三者に不測の不利益を及ぼすほど不明確とはいえない、と判断した。³³
また「鉛筆硬度試験はばらつきが大きい」との指摘があっても、現場で広く用いられ、出願時技術常識として基材選択等も理解できることなどから、明確性違反を否定している。³³

侵害訴訟での「測定方法不備」が権利範囲を狭めた例

マルチツール含蜜結晶事件（2003年6月17日、東京地裁、平成14(ワ)4251、原告東和化成工業株式会社³⁴、被告上野製菓株式会社³⁵）では、明細書が「従来より知られた方法で測定できる」としか書いていない数値限定（見掛け比重）につき、従来法が複数あり有意差があるなら、特許権者が特定法を明示しなかった以上、いずれの方法でも数値を充足しない限り侵害にならないと判示した。³⁶

ティシュペーパー事件（2016年9月28日、知財高裁、平成27(ネ)10016）も同趣旨で、JISに準じる旨が明細書にあっても、特許請求の範囲・明細書・JISのいずれにも書かれていない条件（測定手段等）に複数の方法があり得るなら、いずれの方法でも数値範囲内でなければ充足とはいえないとして、第三者に不測の不利益を負担させないという理由付けを明示した。³⁷

この二つは「有効性（36条）」ではなく「権利範囲・充足（70条・侵害判断）」での現れ方だが、出願時の測定方法記載が、権利行使の成否を左右する点で実務への示唆が大きい。³

明確性判断枠組み（第三者不利益基準）の明示例

2010年8月31日、知的財産高等裁判所は平成21(行ケ)10434で、36条6項2号の趣旨を「技術的範囲が不明確となり第三者に不測の不利益を及ぼし得る不都合を防止すること」と述べ、明確性は明細書・図面・出願時技術常識を基礎に「第三者に不測の不利益を及ぼすほど不明確か」で判断すべきとした。³⁸

同判決はまた、発明の課題・作用効果との関係を要件として要求するのは明確性（36条6項2号）ではなく、発明の詳細な説明の記載要件（当時の36条4項等）側で主に扱うべき、という射程整理も示している。³⁸

異なる見解の比較と整理

日本の実務が直面する「二つの評価軸」

日本の明確性要件は、「請求項に係る発明の範囲（属否）を当業者が理解できること」が基本であり、その判断は明細書・図面・出願時技術常識を考慮して行う（審査基準）。³⁹
他方、裁判例（侵害訴訟）では、測定方法が不確定だと、第三者保護の観点から、特許権者側に「どの方法でも範囲内」を要求する方向で**充足論が厳格化**し得る。³

このため、出願時の実務は次の二軸を同時に満たす設計が必要になる。

- ・**有効性軸（無効・異議・審査）**：明確性・実施可能・サポートを満たすだけの測定可能性／再現性
- ・**権利行使軸（侵害）**：測定条件不明確を突かれて「非充足」にならないだけの測定定義

（両軸が裁判所の「第三者不利益」観点で接続されることは、明確性の枠組み⁴⁰と、侵害充足論での明示³の双方から読み取れる。）

対立しやすい論点と、国内での結論の振れ幅

論点A：測定条件が請求項に明示されていないだけで不明確か。

防眩フィルム（令和4(行ケ)10029、10109）では、請求項にFナンバーや撮影距離が書かれていなくても、明細書の具体的指針と当業者の理解可能性を踏まえ、第三者の利益が不当に害されるほど不明確ではないとして明確性違反を否定した。⁴¹

一方、防眩フィルム（平成23(行ケ)10418）では、内部ヘイズ値の測定方法が一義的に確定できない点を重視し、明確性違反を肯定した。²

実務上の含意：問題は「書いてないこと」自体より、(i)出願時の技術常識に照らして**測定手法が収斂するか**、(ii)明細書が**第三者も再現できる程度に測定条件を誘導**できているか、(iii)測定結果が権利境界を揺らすほどぶれるか、である。⁴²

論点B：測定のばらつき（再現性の低さ）は直ちに不明確か。

鉛筆硬度事件では、ばらつきの指摘があっても、明細書で測定方法が具体化され、技術的意義も理解できるとして明確性違反を否定した。³³

他方、ばらつきの程度や、測定方法が複数存在し得る場合の整理が不十分なら、内部ヘイズ事件のように不明確に傾く。²

論点C：侵害訴訟ではどう扱われるか。

マルチツール事件・ティッシュペーパー事件では、「方法が複数あり得る／規格に書いていない条件が複数解釈できる」といった不確定性を理由に、特許権者に厳しい充足判断が示された。³

ここは、無効場面よりも、実務的には「負け筋」になりやすい（立証合戦化し、相手が自分に有利な測定条件を持ち出せる）点に注意が必要である。⁴³

海外一次資料との対比（EPO / 米国）

欧州（EPO）のガイドラインでは、パラメータでクレーム範囲を定める場合、(i)クレーム自体が明確であること（原則として明細書からの知識を含まない読み）、(ii)測定方法（または参照）がクレーム内に完結して現れること、(iii)当業者が範囲内外を容易に検証できること、が要約要件として明記される。⁴

例外として、測定法が当業者の一般的知識に属し1つに定まる場合、または既知の測定法が適切な精度範囲で同じ結果を与える場合などが挙げられているが、例外適用は限定的に設計されている。⁴

米国でも、最高裁が「合理的な確実性」をもって当業者に範囲を知らせないクレームは不明確で無効、という枠組みを示しており、測定・算出の方法の複数性が解消されない場合が問題になり得る。⁴⁴

実際、分子量を例に、複数の平均分子量指標（Mp/Mn/Mw等）があり、どれを指すかが明細書・経過等から合理的に確定できないことが不明確性判断に影響した例がある。⁴⁵

実務含意（国際出願）：日本だけを見て「明細書で何となく誘導できるからOK」と設計すると、欧州ではクレーム要件で詰む可能性がある。逆に欧州基準でクレームに細かい測定法を書き過ぎると、日本では権利範囲が不必要に狭くなり得る。したがって、**出願時から国別に“抱えられる詳細度”を見越したクレーム階層化（広い独立+測定法を入れた従属）**が合理的になる。⁴⁶

明細書作成の実務上の注意点

以下は、出願時に「測定方法・パラメータ」を含む発明で、明細書／クレームを作る際の注意点を、指定事例群（判例）との関連で、理由と対策（複数案を含む）として整理したものである。⁴⁷

請求項の記載

注意点：パラメータで範囲を画するなら、属否判定の“入口条件”を固定する。

理由：内部ヘイズ事件では、核心特性（内部ヘイズ値）の測定方法が一義的に確定できないこと自体が明確性違反に直結した。²

対策案：

- 案1（JP/侵害も重視）：請求項に「JIS/ISO/ASTM等+主要条件」を含める（少なくとも参照）。
- 案2（JP中心・簡潔優先）：請求項はパラメータ値中心、明細書で測定法を“当業者が迷わないレベル”まで確定し、従属項で測定法を明示。防眩フィルム事件のように、明細書指針で補える場面はある。⁴⁸
- 案3（国際最適化）：EP向けクレームはEPO要請に合わせ測定法参照を必ず入れ、JPは別クレーム（同日出願の分割や国内移行時のクレーム設計）で調整。⁴

注意点：請求項が“測定条件依存”のとき、条件を書かないなら「なぜ一義に収斂するのか」を明細書で示す。

理由：防眩フィルム事件（令和4(行ケ)10109）では、撮影距離について明細書に具体的誘導（輝線が評価に影響しない程度、解像度が十分等）があり、当業者が理解できるとされた。⁴⁹

対策：測定目的（何を抑制する条件か）→調整手順→許容範囲の合理性（なぜ幅があっても第三者不利益にならないか）を文章化する。

発明の効果（技術的意義）とデータ設計

注意点：パラメータ値と効果の因果（少なくとも相関）を、レンジ全体で説明する。

理由：防眩フィルム事件では、ヘイズ・標準偏差・透過像鮮明度の三条件の均衡（目的）などが読み取れることが前提となって、当業者が課題を解決できる範囲として理解できるか、という議論が組み立てられている。⁵⁰

対策：

- 端点+中間点（最低3点）だけでなく、レンジを分割して傾向線が見えるようにデータを配置する。
- 測定誤差がある指標（鉛筆硬度など）は、試験回数・統計処理・ばらつき範囲を示し、指標が「目安」であっても技術的意義があること（現場での利用、耐摩耗性等との関係）を説明する。³³

実施例の記載（再現性の担保）

注意点：実施例に“測定の前提条件”を書き切る（後から補正しにくい）。

理由：内部ヘイズ事件では、内部ヘイズ測定の前提（表面処理・補償等）が開示されず、装置名だけでは足りないとされた。²³

対策：試料準備（厚み・面積・採取部位・表面処理）、環境条件（温湿度）、装置設定、校正、測定回数、算出方法を実施例に固定する。

注意点：複数方法があり得るなら、あえて“複数方法でも同じ結論になる”ことを実施例で押さえる選択肢。
理由：EPOは「既知の測定法が適切な精度範囲で同じ結果なら例外的にOK」と整理しており、国内でも侵害訴訟で「どの方法でも充足」が争点になる。⁵¹

対策案：主要2法（例：規格法+実務標準法）で同一サンプルを測り、差が測定誤差内であることを示す（ただし、データが逆に“差が出る”ことを示してしまうリスクもあるため、採否は慎重に。）。

サポート要件（36条6項1号）と実施可能要件（36条4項1号）

注意点：測定方法の記載は、明確性だけでなく、実施可能・サポートにも直結する。

理由：防眩フィルム事件（令和4(行ケ)10109）では、明確性に加え、実施可能・サポートが争点化しており、当事者が課題を解決できると認識できる範囲か等の枠組みが示されている。⁵²

対策：

- 測定法（条件）だけでなく、**そのパラメータを実現する製造条件の調整指針**も記載する（どこを調整すればパラメータが動くか）。⁵³
- “広いレンジ”を請求するなら、レンジ端部に到達する実施例や、到達のための設計指針（試行錯誤が過度でない）を明示する。

均等論・充足論（侵害）を見据えた設計

注意点：測定方法が曖昧な数値限定は、侵害立証が極端に難しくなる。

理由：マルチツール事件は「従来より知られた方法」としか書かなかった結果、複数法があるなら“いずれの方法でも”充足が必要とした。⁵⁴

ティッシュペーパー事件も、規格の空白（規格にも明細書にも書いていない条件）について、複数方法があり得るなら“いずれでも数値範囲内”が必要と明示した。⁵⁵

対策：

- 侵害訴訟で争点化しやすい「測定条件の空白」を潰す（例：固定方法、検知手段、開始判定など）。⁵⁵
- どうしても空白が残るなら、当事者が通常採用する標準運用が一つに定まることを、明細書で根拠づける（なぜそれ以外は合理的でないか）。
- 侵害立証の観点からは、**測定方法を“相手が再現できる形”で固定するほど強くなる**（一方で設計回避も容易になるため、次項のリスク評価でバランスを取る）。

進歩性対策（数値限定・パラメータ発明特有）

注意点：パラメータの“測定定義”が曖昧だと、進歩性の議論も崩れる。

理由：明確性要件の審査は、新規性・進歩性判断の前提となる「発明の範囲」が把握できることを要請しており、審査基準もその重要性を述べる。⁵⁶

対策：

- 引用例との比較データは、出願クレームで用いた測定条件と同一であることを明確にする（後から相手が「測り方が違う」と崩してくるのを防ぐ）。⁵⁷
- 目的効果（異質な効果、顕著な効果）を主張するなら、測定誤差・測定法の違いで結論が反転しない設計にする。

用語定義（定義語・計算語・代表径・標準偏差等）

注意点：平均・代表・相当・推定など、複数解釈があり得る用語は“定義節”で固定する。

理由：平均粒子径事件では、代表径の定義・測定法が定まらず不明確とされた。²⁸

鉛筆硬度事件では、推定（関連データ）を含む測定法でも明細書で具体化されていたことが明確性の支えになった。³³

対策：

- 「平均」の種類（数平均、重量平均、体積平均など）を明記。
- 非球形粒子があり得るなら代表径（Ferret径、投影面積円相当径等）を指定。
- 標準偏差など統計量は定義式、サンプル数、外れ値処理を明記。

図面（測定系・治具・配置の明確化）

注意点：測定セットアップが権利範囲に影響するなら、図面で固定する。

理由：防眩フィルム事件では、撮像距離等の調整が明細書記載から理解できるかが問題となり、具体的記載の有無が結論を左右している。⁴⁹

対策：測定装置の構成、試料の設置、光学系、評価領域などを図示し、本文で図面参照しながら条件を明確化する。

「どこまで書くか」対立論点とリスク評価

測定方法記載は、次の対立が典型である（アップロード資料でも実務的論点として整理されている）。

❌lecite❌urn0file0❌

対立軸

- 立場1：詳細に書く（侵害・国際出願に強いが、クレームが狭くなり設計回避されやすい）
- 立場2：必要最小限に留める（クレームを広く保つが、無効・非充足リスクが増える）

リスク評価の目安（実務）

- リスク高：複数測定法で結果が有意に違う／業界で統一規格がない／前処理で値が変わる（内部ヘイズ、平均粒子径型）。⁵⁸
- リスク中：規格はあるが、規格の空白条件が多く、解釈が割れる（ティッシュペーパー型）。⁵⁵
- リスク低～中：明細書に具体的方法があり、当業者は理解可能、指標は現場一般（鉛筆硬度型）だが、ばらつき注意。³³
- リスク低：測定法が当業者の一般的知識として一つに定まり、どの方法でも同じ結果（EPOの例外類型に近い）。⁴

採るべき対応案（複数案）

- 案A（堅牢型）：出願時に「測定法を固定した従属項」「測定法を参照する独立項」「構造限定の独立項」を併置し、審査・無効・侵害の全局面で逃げ道を作る。⁵⁹
- 案B（秘密保持型）：測定結果に影響する“必須条件”のみ明細書で固定し、校正ノウハウ等は一般化して記載（ただし再現不能にならない範囲）。内部ヘイズ事件が示すとおり「足りない」側に踏み外すと致命的。²³
- 案C（国際分岐型）：EP/US向けはクレームに測定参照を入れる（EPO要求）、JPは明細書誘導中心で広さを確保。⁶⁰

測定方法記載の意思決定フロー（mermaid）

flowchart TD

A[パラメータ/数値で発明を特定するか] -->|Yes| B[測定方法が業界で一つに定まるか]

A -->|No| Z[構造・工程中心で記載し、必要に応じ従属で数値化]

B -->|Yes| C[測定法が規格/JIS/ISO等で明確か]

B -->|No| D[測定条件で値が有意に変わるか]

C -->|Yes| E[クレームに測定法参照を入れる必要性（EP/US出願）]

C -->|No| D

D -->|Yes| F[出願時に測定法を明細書で固定（装置・条件・前処理・計算）]

D -->|No| G[明細書で通常条件を説明し、ばらつき範囲を管理]

E -->|EP/USも| H[EP: クレーム内に測定法/参照を入れる]

E -->|JP中心| I[JP: 明細書＋従属項で測定法を支える]

F --> J[侵害/立証まで考慮し、条件の空白を減らす]

H --> J

I --> J

G --> J

(EPOの原則と例外⁴、JPでの明確性・第三者不利益基準⁴⁰、侵害場面での厳格化⁴³を踏まえたフロー。)

補正・優先権・分割を含む運用

優先権主張と「後から足せない要素」

測定方法（条件）の追記は、出願後に補正で入れたくなりがちだが、補正は新規事項制限により、**出願時明細書に根拠がない測定条件の追加は危険**である（結局、権利化の場面で最も困るのは「必要な条件が出願時に書かれていない」こと）。⁵⁶

防眩フィルム事件でも、属否・明確性の議論が「明細書にどう書いてあるか」に依存しており、後からの穴埋めが効きにくい構造が分かる。⁴⁹

実務対策としては、(i)最初の優先出願（仮出願相当・国内出願）に測定法の骨格を必ず入れる、(ii)不確実なら「測定法を含む別出願」を同日/近接日で併走し優先の安全弁にする、(iii)国際出願を見据えてEP要求レベルの参照構造を初期から用意する、が現実的である。⁶¹

補正対応（審査・異議・無効での説明戦略）

明確性の拒絶理由（または異議・無効）に対しては、審査基準が、明細書記載箇所や出願時技術常識を示して反論・釈明できることを想定している。⁶²

防眩フィルム事件（異議取消）も、まさに「明細書の具体的記載＋技術常識」で一義的に理解できることを積み上げて、第三者不利益レベルの不明確性を否定した構造になっている。⁶³

ただし、内部ヘイズ事件や平均粒子径事件のように「明細書にも技術常識にも特定根拠がない」タイプでは、意見書での“後付け説明”は通りにくい。したがって、補正・意見書で戦う前提を作るためにも、出願時開示が重要となる。⁵⁸

出願戦略のまとめ（最小実務セット）

最後に、指定事例群から引ける「最小実務セット」をまとめる。

- ・パラメータを採用するなら、**測定法（条件）の“争点になりやすい空白”を出願時に埋める**（内部ヘイズ・平均粒子径・侵害事件が示す失敗パターンの回避）。⁶⁴
- ・“請求項に書かない”設計を採るなら、明細書で当事者が合理的に収斂できるように、測定目的・調整手順・許容範囲の合理性まで書く（防眩フィルム事件の勝ち筋）。⁶³

- ・侵害場面を見据えると、測定方法不備は「非充足」につながり得るため、単に有効性を満たすだけでなく“立証可能性”まで含めて測定法を設計する。⁴³
- ・EP/USも視野なら、クレームに測定法参照を入れる階層を用意し、国際要件との差を出願時から吸収する（EPOの原則）。⁴

（以上は法情報の調査・分析であり、個別案件への法的助言ではない。実案件では、対象技術の測定感度・競合の回避余地・国別出願計画に応じた具体設計が必要となる。⁶⁵）

¹ ⁸ ¹⁰ ³⁸ ⁴⁰ ⁴² <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-80635.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-80635.pdf>

² ¹⁹ ²¹ ²² ²³ ⁵⁸ ⁶⁴ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82858.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82858.pdf>

³ ²⁶ ³⁶ ⁵⁴ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11050.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11050.pdf>

⁴ ⁹ ¹⁶ ⁴⁶ ⁵¹ ⁵⁹ ⁶⁰ ⁶¹ https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/f_iv_4_11.html
https://www.epo.org/en/legal/guidelines-epc/2025/f_iv_4_11.html

⁵ ⁴⁴ <https://www.law.cornell.edu/supct/pdf/13-369.pdf>
<https://www.law.cornell.edu/supct/pdf/13-369.pdf>

⁶ ⁷ ³⁰ ³⁹ ⁵⁶ ⁶⁵ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203bm.pdf
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203bm.pdf

¹¹ ²⁷ ²⁸ ²⁹ ³⁴ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87045.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87045.pdf>

¹² ¹³ ¹⁴ ³¹ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91988.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91988.pdf>

¹⁵ ¹⁷ ¹⁸ ⁴¹ ⁴⁷ ⁴⁸ ⁴⁹ ⁵⁰ ⁵² ⁵³ ⁶³ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92560.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92560.pdf>

²⁰ ³² ³³ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93698.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93698.pdf>

²⁴ ²⁵ ³⁵ ³⁷ ⁴³ ⁵⁵ ⁵⁷ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86166.pdf>
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86166.pdf>

⁴⁵ <https://cases.justia.com/federal/appellate-courts/cafc/12-1567/12-1567-2015-06-18.pdf?ts=1434641479>
<https://cases.justia.com/federal/appellate-courts/cafc/12-1567/12-1567-2015-06-18.pdf?ts=1434641479>

⁶² https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0200.html
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0200.html